

御前崎市消防本部からのお知らせ

(林野火災注意報・林野火災警報について)

市内では、令和8年1月1日から2月末までに野焼き行為を原因とする火災が2件発生し、いずれも林野火災注意報を発令している最中でした。

安全安心な暮らしと豊かな自然環境を守るため、火災予防についてご理解ご協力をお願いします。



参考画像(他県で発生した林野火災)

林野火災注意報・林野火災警報について

- ・林野火災注意報は、林野火災の予防上、注意が必要な気象状況になった際に発令するものです。
- ・林野火災警報は、林野火災の予防上、危険な気象状況になった際に発令するものです。

火の使用の制限について

乾燥や強風により火災発生のリスクが高い場合、屋外でのたき火、火入れや花火などの裸火の使用が制限されます。

田んぼのあぜ焼き、稲わらなどの焼却や、どんど焼きなどの**例外として認められている焼却行為であっても、林野火災警報発令中は禁止となります。**

火の使用の制限に従わない場合について

- ・林野火災注意報が発令された場合、屋外での裸火の使用は行わないよう努めてください。(罰則のない努力義務)
- ・林野火災警報が発令された場合、屋外での裸火の使用は禁止となります。(罰則のある義務)
違反した者に対し、**30万円以下の罰金又は拘留に処する**ことが消防法で定められています。

消防署への届出について

炎を上げ、火の粉が飛散する行為を実施する場合は、「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」の提出が必要となります。



火の使用の制限などに関する不明な点は、お問合せください。

- ・御前崎市消防本部 予防課(平日) TEL:0537-85-2657
- ・御前崎市消防署(夜間、土日祝日) TEL:0537-85-2119
- ・白羽出張所(夜間、土日祝日) TEL:0548-63-6820

